九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

円応の抄物について ： 洞門抄物の周辺

田籠, 博
島根大学文理学部助手

https://doi.org/10.15017/12130

出版情報：語文研究. 39/40, pp.68-76, 1975-06-01. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

円応の抄物について

――洞門抄物の周辺――

田籠　博

所謂東国語の資料であるとされる関東系の抄物が、もっぱら曹洞宗の抄物（洞門抄物）である中で、池上禎造氏紹介の京都大学蔵『妙続大師語録抄』[1]は、浄土宗の僧によって作製されたという特異な成立事情を有している。小稿は、この特異さをめぐって起こる若干の問題を考察しようとする。

みぎの『妙続大師語録抄』（以下、『妙続抄』と略する）は、中国の禅僧投子義青（妙続大師）の語録を原拠として、下総小金にあった浄土宗関東十八檀林のひとつ、仏法山東漸寺の八世にあたる霊誉円応が、慶長十八・九年（一六一三～四）に行なった講義の聞書であるらしく、現京大本は、寛永十三年（一六三六）に天誉崙山なる者が書写したものであることなど、池上氏が詳細に述べられた所である。前書きや奥書における記事、及び東漸寺志を引いての所論は手確く、殊に寺志中の第四修復記に、円応が「私述作者」として「投子録註無門関注」とあったり、抄文の中でも、

円応ハ有智有道又有文其ノ證拠ハ愚カ内教外禅ノ製作モヲ見サシ耻ケ敷クハソウヌソ　（38才）

と自負しているのを見れば、疑問の余地は無いであろう。ただ、書写者が添えたと思われる「円応注」と傍書された部分が漢文註であるため、池上氏は、第四修復記にいう「投子録註」は漢文体のものであったかも知れぬと述べておられるけれども、必ずしも現存本の如き聞書と結びつけることを否定された訳ではなく、当面は抄物を指すと理解しておいてよいと考える。

所で、筆者は同じ円応の製作であるもう一種の抄物が存在することに偶然気づいた。それは、第四修復記に掲げる「無門関注」に該当すると推定される無門関抄の一本であって、もし卑見が認められるならば、ややもすれば例外視されていた円応の抄物を再検討する上で非常な便宜を得ることになる。まずこの点から触れておきたい。

二

『五逆秋』と呼ばれる無門関の抄物が存することやその書誌

については、すでに所蔵者でいられる春日和男先生により紹介ずみであって、これを資料としての国語学的研究や一部本文の提供があること等周知の通りである。[2] 本書が、「円応和尚」なる僧の慶長十五年（一六一〇）における講義を、「関牛首座」が筆録し、それを貞享三年（一六八六）に「梵誉」が転写したものであることは内部の記事によって知ることが出来るものの、春日先生も疑問を残しておられる如く、具体的な裏づけを得る事が非常に困難である。従って、最初の紹介の際には、「円応和尚」に曹洞宗肥後法泉寺の住僧円応正莹を擬せられたのであるが、肥後での成立とすると抄文に現れる関東的色彩（言語上の特徴、利根川・赤城山・武蔵野等の地名など）を説明することが難しく、結局こうした矛盾点の解決は留保されたままである。

卑見でまず指摘しておきたいのは、原拠が禅籍であるにもかかわらず、講述者「円応」が禅宗の僧であったとは考えられないことである。なぜなら、禅僧の説として次の様な言辞が弄されたとは信じられないからである。

教意ハ向フ明メテ見ルト何ンニモ知ラヌ禅僧ガ云フ（65ウ）
向フ心得タ禅僧バシ今時有フカ（70ウ）

これらの禅僧批判、及び当代禅宗への否定的態度（70オ）、さらには、

今時ノ家風ハ洞済共ニ現成底露迄デ畢ルヲソレデハ散々ヨ（97オ）

などと断ずることからすれば、「教意」と「祖意」とを対立させつつもっぱら「教意」を採る態度と併せて、少くとも禅宗の外に立つ僧の講述とせざるをえない。

次に種々の関東的色彩が問題に上る訳だが、詳細は省く。結論から言うと、『五逆秋』における「円応」とは、前述『妙続抄』の講述者霊誉円応と同一人である。筆者が得た結論は、次の記事を確証とみなすことによる。

愚カ団誉上人ノ御下テ諸仏出典ヲ云ヘト請ハレタ時（38ウ）

文脈の上で、「愚」は「愚僧・山僧」と同じく講述者自身を指すから、「団誉上人」は「円応」の師に相当する僧であることが分かる。そこで東漸寺志を検すると、

六世　正蓮社団誉紫雲桂全上人
七世　団蓮社照誉遊獄了学上人大和尚
八世　照蓮社霊誉円応重誓上人

と示されていて、「団誉」と「円応」との師弟関係が想定出来るのである。先の第四修復記に「無門関注」が挙げられていた事実と総合すれば、この結論はまず動かないであろう。そのほか、『五逆秋』所引の内典が第四修復記に記す円応の「聖教・述作」したものと多く一致し、『妙続抄』のそれとも重複するを指摘してもよい。また、断言はできないけれども、奥書に言う聞書者「関牛」に該当すると思しい僧名を、七世照誉遊獄の法嗣に見出せるのも都合がよい。『浄土宗伝燈総系譜』によれば、

関牛　勢州桑名西岸寺第二世、此時移寺於播州姫路及和州郡山（中巻）

とある。西岸寺開基はごく短期間桑名に住んだにすぎない遊獄であるから、関牛をその地での弟子と考える必要はなく、恐ら

く師と共に移ったものであろう。

以上、『妙続抄』と『五逆秋』とが同じ浄土宗の僧円応の講述に係る抄物であることを述べてみた。この観点からやや立入った比較をしてみると、当然のことながら、内容の上で類似する部分の多い事実に気づく。例えば、前に引いた『五逆秋』における禅宗批判は、『妙続抄』の前書きに示された円応の言、

此ノ録ハ曹洞宗一大事ノ典籍秘録ナレハ語之(ママ)衆人ハ関東中ニモスクナカルヘシ況ヤ註脚ナドハ思モヨラス但シ若シ有ヤ山僧ハ未聞不見也　（1オ）

と呼応する。前掲38オに現れている円応の自負も、禅宗僧に対するものであった。また、両書の前書きによれば、共に原聞書を円応自身が再び添削して成ったという成立過程までもが同様であって、単に円応という同名が見えるだけでなく、こうした事実からも前の推定は支持されるものと考える。

しかしながら、現存本を比較する限りでは、原拠漢文とカナ抄との記載形式に少なからず異同が存する。勿論、この違いや漢字の正俗、及び宛字等の喰違いは、転写本では避けられない種類の異同であり、重視する必要はないかも知れない。が、次に示す様な、聞書としての性格にも関係する相違を見過す訳にはゆかない。

まず、『妙続抄』では抄文中に講述場面の細部を具体的に描写することがないのに対して、『五逆秋』にあっては、講述者の行動を客観的に聞書者の立場から記述した例が見えることである。当時の講述の様子をうかがう上で興味深いと思われる部分を、次に引いておく。（句読点は私意による）

扨円応和尚、此日ハ大衆ニ向テ為甚麽無鬚〳〵ト逼カケテ、代ニヤ、旦ク無言テ居ラレテ有タ。其ノ後、此ノ話ハ是迄チヤト云テ、大衆ヲ追立ル也。其後、ヤレ皈レ〳〵ト引キ皈シテ……　（18オ）

若輩ゲニハ有レ氏境界デ覚ラシヨウスト云テ、法灯前ニ伏シテ、足手ヲクツト伸テ、大口ヲアイテ半時居ラレテ後、本座ニ皈テ、扨テ今ノ境界ヲ大衆ハ見タカ。　（53オ）

実際みぎの通りの行動があったかどうかは措くとしても、『五逆秋』の聞書者における筆録態度が、『妙続抄』のそれとは相当の差であったと認めねばならない。あるいは、原聞書を添削した円応の所為であろうか。いずれにせよ、国語資料として扱う場合、注意せねばならない。言うまでもなく、この差のみによって、『五逆秋』の方が講述そのままの言語を写しえているとは速断できない。

次いで注意すべきは、両書の前書きで抄物作製の経緯に触れている所を信ずるならば、『妙続抄』の原拠たる妙続大師語録には円応に先行する註釈の類が無かったのに反して、無門関の場合、そうした著作がすでに数多く存在していたことである。従って、『妙続抄』の解釈がほとんど円応の独創であるのに、『五逆秋』は創意に拠らず、先行諸註を取捨して編んだものにすぎないという。この経緯は、春日先生がすでに断っておられる如く[3]、本文に即して確かめ得ることではあるが、先行註が如何なるものであるのか明らかでなく、用語などに及んだ影響の徴証を見出す試みは、今の所不可能である。一方、『妙続抄』が言われる通りの創案による講述であったとしても、全く自由な

訓読・解釈であるとも見えず、かなりの程度慣用的な要素が混じていると考えるのが自然である。この意味では、関東系抄物に限らず、内典の抄物における伝統とか慣用とかいう視点からの考察が必要になると思われる。[4]

三

前述の如き結論が得られるとしても、従来から評価されてきた『妙続抄』『五逆秋』の東国（語）資料としての価値が、特に大きな変動を生ずる訳ではない。洞門抄物を曹洞宗各派の下に細分して、これを言語上の特色と結びつける説もあるが、成立事情の異なりが直に言語に反映するとも言えず、立論はよほど慎重でなければならない。小稿で取り上げた円応の抄物も、浄土宗の抄物として洞門抄物と対立させる程の独自性を有しているものではない。池上禎造氏が『妙続抄』に関して述べておられる如く、却て、洞門抄物との共通的性格が目立っている。

例えば、洞門抄物を京都系の抄物と比較した場合の言語上の六項目の特色、つまり、

Ⅰ　助動詞ダの使用
Ⅱ　助動詞ヨウの使用
Ⅲ　ハ行四段動詞連用形促音化
Ⅳ　形容詞連用形原形の維持
Ⅴ　条件句ウニハの使用
Ⅵ　敬意を表わす命令表現語尾シ（イ）・サシ（サイ）の使用

のすべてについて、円応の抄物もまたほぼ同様の傾向を示すのである。左に例を簡単に掲げる。

Ⅰ
了々ハ分明ニ顕露シタ貝タ　（妙続抄6ウ）
其レハ見知ラヌ物タ　（同49オ）
五月梅ノ熟シタ時分郭公モ鳴モノタ　（五逆秋30ウ）
夢ニハ言慮ニ及フ「ヲ見ル物ダ　（同38オ）

Ⅱ
此ノ境界ノ見事ナヲ何ニ喩エテ見ヤウズソ　（妙30オ）
此堂ヲハ何ト得ヤウスソ　（妙21オ）
坐セバ坐シヤウマテヨ　（妙19オ）
寒クハ着ヨウ迄ヨ　（五50ウ）
利根川ノ路ハ終ヘヨウソ　（五8ウ）
趨倒シヨウカ放身シヨウカ　（五32オ）

Ⅲ
向下デコソ有ト問イ無ト問ツテ。師ニ衆病ヲ煩ハスル　（妙8ウ）
秀禅師アラ奇特モノカナト思ツテ。　（妙49ウ）
生児ウラナツテ。名ヲ付クヘシ　（五57ウ）
人ニハソッテ。見ヨ馬ニハ乗テ見ヨ　（五47ウ）
仏味法味ヲ喰ツテ。クギカスカイ付ナ　（五41ウ）

Ⅵ
塀ハ赤ケレモ照カナクシテ又無心ナレハ　（妙3ウ）
摧破ノ儒有テ敵ヲ能ク破ル故ニ　（妙28オ）
若シ親ク見タト説破スルモ　（五18ウ）
誰ト云字ニフカク眼ヲ付ヨ　（五65オ）

Ⅴ
身体ノ蒼竜窟ヲ吐出シテ有ロウニハ何ノ活計カ御座有ソ　（妙8オ）
此生ニ皈ツタラウニハ六根清浄テ有ウヨ　（妙28ウ）
向サヘアロウニハ天カ地ニ成リ地カ天ニ成ル時節アロウ

ス　（五9ウ）

沙汰ヲシタ郎ニハ趙州ニ帷子ヲ添ヘタ｢ヨ　（五83ウ）

入合ヲヲスヲ松ヲスヲ松山デキカシ　（妙45オ）

VI

父子相伝ノ九曲ノ玉ヨク見サシ　（妙38オ）

許由家風子陵ニ問ワシ　（五74ウ）

ツ、立テ有ルヲ見サシ　（五101ウ）

円応の抄物が有するこうした傾向は、関東系抄物の背後にあった共通の言語的基盤の反映とも、抄物作製の気運が盛んであった洞門の側からの影響を蒙った結果とも、二様に解釈できようが、みぎの六項目がどれだけ実際の口頭語と接しているかに疑問が残っている現段階では、後者の考えを取るべきであろう。池上氏が三縁山志を引いて、当代の浄土宗と禅宗とが交渉をもっていたことを示された如く、著作の交流しうる状況が背後にあったからでもある。そして、この事実は『妙続抄』『五逆秋』の内部からも証拠を得ることができる。

此ノ句ハ洞家一大事ノ秘句ナレバ、此ノ句面云ハン。東堂ハ浮世ニヲホエヌソ。其故ハ、此録ヲ天嶺聞ク時ニ、師サマ〳〵言ヲ尽サルレ氏、明カナラス。言ハ多ハ科ナ少シ。況ヤ其外ニ心ロニクイ人ハ関東中ニナカッタ程ニ、自力ヲ以テ近年ヨノツネ公安シテ、得心シタル句ナリ。（妙続抄52ウ）

みぎの記事について、池上氏が「先住の意か」と疑われた「東堂」を、文明本節用集に

東堂　謂五山長老也（補註）

とあるのに拠って禅僧を指す語と認め、つまりは

何ニモ知ラヌ東堂氏ガ以心伝心ハ達磨宗ニ計リ有ル用ニ云イ走ソ　（妙続抄33ウ）

浮世ノ東堂達カ置此話代句取句説破ナトヲ吐出スハ蠅カナ喰フタゲナ　（五逆秋18ウ）

など、既述の禅宗批判と通ずる訳であるが、それはともかく、「天嶺」という僧名が注意される。関東の洞家でこの名をもつのは、下野の太平山大中寺七世天嶺呑補（天正十六年（一五八八）示寂、寿八十）が知られ、[5] そう考えて始めて文意が明らかになると思われる。実は、この「天嶺」に関する逸話は『五逆秋』にもあって、

天嶺東堂、ツケ菜土器ノ雑談有リ。ツケ菜ヲハヂット重石ヲツヨク置ケハ、本トノ青菜デシル〳〵トソ居ルソ。土器ヲモツ、ト情ヲ入テハタト打砕ケハ、本トノ土ニ成ルソ。（38ウ）

と詳しく載せており、直接にか間接にか、一定の交流がなければ伝え得ない洞門との親近さが感じとられるであろう。前節で、『五逆秋』ではしばしば「教意」と「祖意」とが対立させられていることを指摘しておいたが、教義上の各宗派の説に通じていることも、講述のためには必要であったこと、当然想像できる。要するに、円応の抄物といえども、洞門抄物と基本的な点で相違を見せるものではなく、関東系抄物の一画を占めるだけの資料価値があると結論してよい。

四

さて、円応の抄物を洞門抄物と較べた場合、大勢を動かすほどのものではないけれども、次の一点だけは見逃すことが出来

ない差異である。すなわち、洞門抄物の指定表現を特色づけるのが助動詞ダであることは当然であるが、円応の抄物においては、職能上まったく同じであるヂャ（ジャ）が例外として処理できない勢力を保っていることである。特に『五逆秋』では百十余例に上っている。用法も多岐にわたり、

トツト一心シヤト云ワレマイソ　（妙続抄37ウ）
アツカメハ教意ヲ明メタウイヤツヂヤ　（同　46オ）
尺迦ハ上郎（ママ）カト思テアレハ下賤チヤト也　（五逆秋23オ）
其ノ侭彼ノ主人公チヤト見立テ御座有ル　（同　39ウ）

といった文末終止に立つのは勿論、

エナラヌ処ジヤ程ニクツクツト云　（妙19オ）
海内ハ八識海ジヤ程ニ静カナソ　（妙29ウ）
猛キ物チヤ程ニクワツト哮ヘテ　（五2オ）
此ノ話ハ夢チヤ程ニロデ説タ」テハ無イソ　（五63オ）

など、「ヂャホドニ」の形で盛んに用いられる。『五逆秋』における詳細は、春日和男先生の論文について見られたい。

この問題を、京阪語の混入として処理することは易しいが、洞門抄物との相違を見れば、何か円応の抄物特有の事情があったのであろうか。

元来、前節にも引いた洞門抄物における六項目の特色が、基盤たる近世初期東国語の実態をどの程度反映しているかには疑問が存するのであって、金田弘氏の反省もある如く[6]、圧倒的な京阪語的要素の中から抽出されたものにすぎないのである。と言うのは、所謂関東系抄物のいずれを通してみても、その言語上の基本的性格は京都（五山）系抄物と大きく隔たるものではなく、この意味では近世前期を通じての、江戸で刊行された文献一般に看取される傾向と、全く揆を一にするからである。従って、円応の抄物に次の様な語法があるとしても、例外とはならないのである。動詞に関係するものでは、

異香ヲ鼻孔ニ引キ入テウ、向フタヨト占ウダハ誠ニ新イソ　（妙続抄20オ）
ノウ草木モ成仏ノ国土モ成仏ノ国土トウトウテソウソ　（同39オ）
趙州モサスカ具眼ノ御人チヤ程ニチヤツト見取テ粥クロウタカ　（五逆秋24オ）
口持テ云フベイトテ云フテ叶ハヌ浮世ノ僧共ガ　（五73ウ）

等のハ行四段におけるウ音便形、

不如此テ向フ説ツ、ハナイタガ面白ソ　（妙15オ）
打テ自己ヲ丁ド引キ出イタガリコソ　（妙19オ）
唯識観ハ道理ヲ正シウ（ママ）テ心所ニ落イテ悟ル　（五51オ）
カフツタクサレ手拭ヲヒツハイテ座中ヘヲシ出イタ事ヨ　（五75ウ）

などのサ行四段イ音便形、また、

此ノ本人ヲ家ノ大太刀ヲ以テスツカト切テ両段トナシタ時モミ上タ烟ノ打消シヤウタ　（五39ウ）

におけるマ行四段のウ音便形などがある。形容詞連用形についても、助詞テに続く場合は、例外として処理できる『五逆秋』の一例（6オ）を除いたすべてがウ音便の形をとる。連用修飾格に立つ場合に原形（ク形）が優勢であるのは事実であるが、それでも『五逆秋』には相当の音便形があり、特に補助動詞「ソ

ウ（候）」に連なる例がすべて次の如くであるのは注意すべきである。

山彦トタ々ノ寄合チヤ程ニ親シウ走ヨ　（五57オ）
云ハレヌ事ハ云ハヌガヨウ走。作者モ夢モウソゲナル事ハ語ラヌガヨウ走ヲ。（五63ウ）

助詞・助動詞に関しては、すでに報告されている

吾レト吾カ喧嘩ヲ出シテ焔ヲ挙ルサカイニ　（五39ウ）
大音デ鐘ノ声モ聞サカイ申ヌ　（五46オ）

は問題ないけれども、否定表現の

法味ヲ一ヒクツト屎ニヒリ出サイデハ　（妙27オ）
此ノ人ニ向テハ眼デ云イ聞セイデハ　（五53オ）
此ノ家風ガ失セナンダ　（五35ウ）
坐ナカラメグラスニハハツレナンタ　（五76オ）

と現れる「イデ・ナンダ」がもつ職能は、他で代替しえない語法であって、東国語での助動詞ナイの成立過程とも絡んで難しい。

この様な京阪語的語法の混在、そして或る場合には現代の関東方言と相反する事実が存する様態を、いまだ文化上の中心であった京都中央からの影響と解釈することも出来る。確かに、知識人でもある当時の僧は京都側の文献にも親しんでいたであろうし、『雑兵物語』やロドリゲス『日本大文典』中の記述にある推量助動詞ベイに対する抄物のヨウ（ズ）使用などは、これらの事情を考慮してはじめて説明できるのである。[7] 関東系抄物の東国語資料としての限界を、この辺に認めることもできよう。

洞門抄物の言語上の特色とされる現象が所謂京阪語要素を決定的に排除するものでないとすれば、その中で助動詞ダのみを東国語の反映として理解するには問題があること、これまでも論じられてきた通りである。[8] ロドリゲスが『日本大文典』中に東国語として挙げてはいないのを始め、京都側の文献にも見出すことができる事実があるから、ダ表記を直に今日の様なダと結びつけるわけには行かない。但し洞門抄物にあっては、テャ表記がある資料は別として、ヂャは例外的にしか現れず、それも次の様な引用文に見えるのが普通というから、[9] この点ではそのまま理解してよいのかもしれない。

趙州金六チヤト云テ魚――麽ト云ハ　（巨海代抄下12ウ）
又一説ハ智和尚抄云雲門ノ意気ハ殺人刀活人剣ヂヤソ　（碧岩雷沢抄四13オ）[10]
何ニトモ出セ嗣統ヲ体ニシテ出ス物ヂヤ、心火ノ挑ゲ用伝燈ノ一灯ヲカカゲ用ヲスル物ノヂヤト云仰ダ　（天南代鈔五128オ）[11]

そう言えば、円応の抄物でも文末に立つ場合には『妙続抄』の三例全部、『五逆秋』の約半数が「ト云・ト思・ト也」等で結ばれている。前に挙げた例からもうかがえようが、なお数例示しておく。

面ラカバチヤヂト思フニ不合セ　（妙50オ）
間打アケテ師家チヤト云テモ　（五31オ）
泉我レト一位チヤト喜テ云　（五40オ）
仏味ノ至極チヤト省スル也　（五67オ）

しかし、「ヂャホドニ」の例では必ずしも右の傾向が見えず、

問題は依然残るのである。すでに『五逆秋』の特色として引いておいた、聞書者が講述者の行動を描写した部分に、

扨円応和尚此日ハ（中略）其ノ後此話ハ是迄チヤト云テ大衆ヲ追立ル也　（18オ）

とあったが、これを記述通りに受けとるべきであろうか。

結局、円応の抄物が指定辞ヂャを多く用いている理由は、今の所不明とせざるをえないのであるが、次に述べる様なふたつの抄物の間にある差異が手掛りになるかもしれない。すなわち、既述の通り『五逆秋』は『妙続抄』より成立が四年ほど先立っているという時期的なずれが、言語の上にも反映したかの如き点である。ダ・ヂャを用法別に表示したのが次表である。

用法＼語		終止	～ゾ	～ホドニ	その他	計
五逆秋	ダ	28	72	5	2	107
妙続抄	ダ	28	65	11	0	104
五逆秋	ヂャ	27	1	25	1	54
妙続抄	ヂャ	3	0	13	2	18

（『五逆秋』は40ウまで）

ここで明らかなのは、文末終止用法が『妙続抄』で激減し、同じく連体用法のジャの減少した分をダが補う形になっている点である。勿論、全体としてみれば、まだ連体用法のヂャは数も多く、終止用法の場合の様に、引用形式でのみ用いられると言った傾向はない。この連体用法について思い合わせられるのは、かつて金田弘氏が『人天眼目抄』で指摘されたことで、[12] 西福寺蔵本（永禄十年写）で「ナホドニ」とある部分が足利学校本（天正六年以前写）には「ダホドニ」と改められていることから、その成立した天文頃にはダの連体用法が、十分発達しておらず、足利学校本は転写の際の改変である可能性を示唆された。金田氏の説を一般化することが許されるならば、円応の抄物にある差異も、こうした変化と照応すると言える。ただ金田氏の所説に無理があると思われるのは、通説のデアル語源に従えば、ダは本来連体用法を備えていたはずであって、ヂャが次第にその職能を失って行くのと並行した現象を見せることが期待されるにもかかわらず、文献で見る限り連体用法の復活となることである。『妙続抄』で依然ヂャの連体用法が用例を保っているのを重視すれば、慶長頃においてもやはりダの連体用法は十分な発達を遂げていず、そのためヂャが終止用法の衰退にもかかわらず残ることができた、と筆者は考えたい。洞門抄物を例外とみなせば、ダの連体用法は終に定着しえなかったのである。

みぎは円応の抄物に現れている事実を説明しようと試みたにすぎず、円応個人の言語上の好みが反映した結果と考えることもできるであろう。その程度が『五逆秋』には強く、『妙続抄』では洞門抄物に倣って多少押さえられているのかもしれない。しかし、一方でハ行四段動詞ウ音便や助動詞ヨウを説明して、京都中央の文化的影響を受けやすかった知識層の位相上の問題としながら、もっともありふれたヂャのみが例外となったとは考え難いのではあるまいか。むしろ筆者は、ダの間でヂャが少なからず用いられている円応の抄物こそ、位相的解釈が有効であると考えたい。従って『雑兵物語』の基準でこれを論じるのは不適当であり、小田切良知氏[13]が明和期江戸語について報告しておられる結果などと関連づけるべきと思うのだが、今は推測に止めておく。

五

これまで「円応の抄物」とのみ呼んで「浄土僧の抄物」等と呼称しなかったのは、金田弘氏が教示して下された駒沢大学図書館蔵『無門関抄』（増上寺二十世雪念講、一巻一冊、寛永十七年成立、書写年代は不明）に円応の抄物の如きヂャは見えず、特にこの問題を浄土僧の抄物という観点から解決することが出来なかったためである。また、いずれも禅籍の抄物であるから、浄土僧の抄物と称するのが適当かどうか疑問でもある。なお、駒沢本『無門関抄』については、別に報告する機会を持ちたいと思っている。

『妙続抄』と『五逆秋』とを比較することによって、新しい知見が得られることを期したのだが、周辺の論で終始してしまった。しかし、少くとも外山映次氏が『妙続抄』を指して、

作者及び成立年代の問題など、言語資料としての言わば致命的な欠陥がどうしても付きまとっていた。[14]

と言われたほどの欠陥がないことは示しえたと思う。東国語を、もっとも広義に、東国で行われた言語すべてを含むとすれば、円応の抄物もまた東国語資料（それも良質の）となりうることを、更めて指摘しておきたい。

小稿を終えるに当って、『五逆秋』の閲覧を許され、『妙続抄』の写真を貸与下された春日先生に深謝し申し上げます。

（小稿の概要は第十七回日本方言研究会（於盛岡）で発表した。御意見を賜った各位に感謝致します。）

註

(1) 「妙続大師語録の抄」（国語国文24巻11号）池上氏の所論はすべてこの論文に拠る。

(2) 「慶長十五年関書　貞享三年書写　五逆秋（無門関抄）の国語学的研究（一）（二）」（文学研究61・68輯）

(3) 『存在詞に関する研究』524P

(4) 清原家に於けるカナ抄の伝統性については、土井洋一氏「抄物の資料的性格」（国語学76集）に明らかである。

(5) 金田弘氏も筆者への私信で同じ推定を示された。

(6) 「国語資料としての洞家カナ抄物の性格」（国学院大学紀要10）

(7) 外山映次氏「洞門抄物に見える『ヨウ』について」（国語学46集）

(8) 大塚光信氏「助動詞ヨウについて」（国語国文31巻4号）

(9) 大塚光信氏「『ダ』とある種の抄物」（国文学攷21号）

(10) 『巨海代抄』複製本（禅門抄物叢刊）の解説に指摘されている。

(11) 金田弘氏「『西福寺蔵　碧岩雷沢抄』について」（近代語研究二集）

外山映次氏「天南代鈔について」（鹿児島大学教育学部研究紀要〈人文社会科学篇〉第十六巻）

(12) (10)の論文参照

(13) 「明和期江戸語について（一）（二）（三）」（国語と国文学、20巻8・9・11号）

(14) (11)の論文26P

（補註） 『壇嚢抄』巻二に、禅家では「前住ヲ東堂ト云」（十三段）とある。独特の常ならぬ名目であるという。